

(仮称) 福山市スポーツ施設再整備計画(案)の意見募集(パブリックコメント)について

本市のスポーツ施設のあり方については、施設整備の現状を客観的に評価するとともに、全市的なあり方を示す「福山市社会体育施設基本計画」を2013年(平成25年)11月、また、庭球場・水泳場について、施設の統廃合や機能の複合化などの再編のあり方を示す「福山市スポーツ施設再編方針(庭球場・水泳場)」を2020年(令和2年)2月に策定しました。

本市のスポーツ施設は、建築後40年以上を経過したものも多く、全体的に老朽化が進み、修繕が必要となっていること、また、基本計画を策定して、10年を経過していることから、本市のスポーツ施設のあり方を改めて整理する必要があります。

こうしたことから、基本計画、再編方針を包含した「(仮称)福山市スポーツ施設再整備計画」を策定し、多様化する市民ニーズや施設の老朽度等を踏まえ、今後のスポーツ施設整備の方向性や整備方針を定めるものです。

については、本計画案について、市民の皆さんのご意見を募集します。

1 公表する案

(仮称) 福山市スポーツ施設再整備計画(案)

2 公表の場所

- (1) 福山市ホームページ
- (2) 市民局まちづくり推進部スポーツ振興課(福山市役所本庁舎9階)
- (3) 市政情報室(福山市役所本庁舎3階)
- (4) 各支所
- (5) スポーツ施設(福山市総合体育館、緑町公園屋内競技場、竹ヶ端運動公園陸上競技場、松永健康スポーツセンター、障害者体育センター、新市スポーツセンター、沼隈体育館、神辺テニスセンター、福山テニスセンター)

3 募集期間

2025年(令和7年)9月9日(火曜日)から10月8日(水曜日)まで

※窓口での受付については、土曜日、日曜日、祝日を除く8時30分から17時15分まで

4 提出方法

スポーツ振興課宛てに、電子メール、ファックス、郵送または持参により提出してください。送付先などは、末尾に記載しています。

※郵送の場合は、2025年(令和7年)10月8日(水曜日)必着

5 意見を提出できる方

- (1) 市内に住所を有する方
- (2) 市内に事務所または事業所を有する個人及び法人その他の団体
- (3) 市内に存する事務所または事業所に勤務する方

- (4) 市内に存する学校に在学する方
- (5) その他、当該案件に利害関係を有すると認められる方

6 注意事項

- (1) 意見がある方は「意見・情報提出書」（様式1号）を利用してください。
任意の様式で提出される場合は、次の項目を明記して提出してください。
 - ア 案件名『(仮称) 福山市スポーツ施設再整備計画（案）』に対する意見について』
 - イ 住所及び名前（法人その他の団体にあつては、所在地、名称及び代表者の名前）
 - ウ 住所が市外の方は、意見等を提出できる方（市内在勤者、市内在学者または利害関係者）であること。
- (2) 意見募集の趣旨に沿わない中傷などは受け付けません。

7 意見の公表など

- (1) お寄せいただいた意見の概要と意見に対する検討結果は、次の方法で公表します。
 - ア 福山市ホームページへの掲載
 - イ スポーツ振興課での閲覧
 - ウ 市政情報室での閲覧
 - エ 各支所市民サービス課及び対象のスポーツ施設での閲覧
- (2) 類似の意見については、集約させていただくことがあります。
- (3) お寄せいただいた意見に対して個別の回答はできません。
- (4) 提出いただいた記載内容は、他の目的で使用することはありません。また、住所及び名前を公表することはありません。

8 問合せ・意見の提出先

福山市 市民局 まちづくり推進部 スポーツ振興課

〒720-8501 福山市東桜町3番5号

電話：084-928-1293 FAX：084-928-1229

電子メール：sports-shinkou@city.fukuyama.hiroshima.jp